

第3節 二次保健医療圏の医療救護活動

都は、各二次保健医療圏に医療対策拠点を設置します。医療対策拠点では、地域災害医療コーディネーターが、圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

[表 3 3 : 医療対策拠点から関係機関への情報連絡・要請系統]

医療対策拠点	→	東京都	(1) 医療対策拠点→東京都 ア 地域災害医療コーディネーターの所在を報告すること イ 医療対策拠点等を設置したこと ウ (必要に応じて)圏域内の病院の被害状況等を報告すること エ 圏域内の医療救護活動方針について都と調整すること オ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること カ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置について調整すること キ その他、都と調整すること
	→	他の医療対策拠点	(2) 医療対策拠点→他の医療対策拠点 ア 医療救護活動方針について、隣接医療圏と調整すること イ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること
	→	SCU (参集拠点を含む)	(3) 医療対策拠点→SCU(参集拠点を含む) ア (必要に応じて)病院の被害状況について情報提供すること イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること
	→	圏域内の区市町村	(4) 医療対策拠点→圏域内の区市町村 ア 医療対策拠点等を設置したこと イ (必要に応じて)病院の被害状況の確認(現地調査を含む)を要請すること ウ 圏域内の医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定すること オ 傷病者を受け入れる病院を提示すること カ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること
	→	圏域内の災害拠点病院	(5) 医療対策拠点→圏域内の災害拠点病院 ア 医療対策拠点等を設置したこと イ 圏域内の医療救護活動方針について情報提供すること ウ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定すること エ 傷病者を受け入れる病院を提示すること オ 傷病者の受入れを要請すること

[表 3 4 : 関係機関から医療対策拠点への情報連絡・要請系統]

医療対策拠点	←	東京都	東京都→医療対策拠点 ア 医療対策拠点の設置を要請すること イ 東京都災害対策本部、他の医療圏の医療対策拠点・SCU及び日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)等を設置したこと ウ 都内の人的被害、大規模事故の被害状況、道路状況等について情報提供すること エ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針について情報提供すること オ 医療チーム(都医療救護班等)を配分すること カ 広域医療搬送方針、臨時離着陸場、フライトプランについて情報提供すること
	←	SCU (参集拠点を含む)	SCU(参集拠点を含む)→医療対策拠点 ア (必要に応じて)病院の被害状況の確認を求めること イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること
	←	区市町村	区市町村→医療対策拠点 ア 区市町村災害対策本部や医療救護活動拠点を設置したこと イ 病院の被害状況について情報提供すること ウ 区市町村の医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療救護所の設置・運営状況を報告すること オ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること カ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること キ 傷病者を受け入れる病院を提示すること
	←	災害拠点病院	災害拠点病院→医療対策拠点 ア 自院の被害状況を報告すること(EMIS入力又はFAXによる) イ 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請すること ウ 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること エ 他病院の傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること

1 医療対策拠点の設置(関連P26)

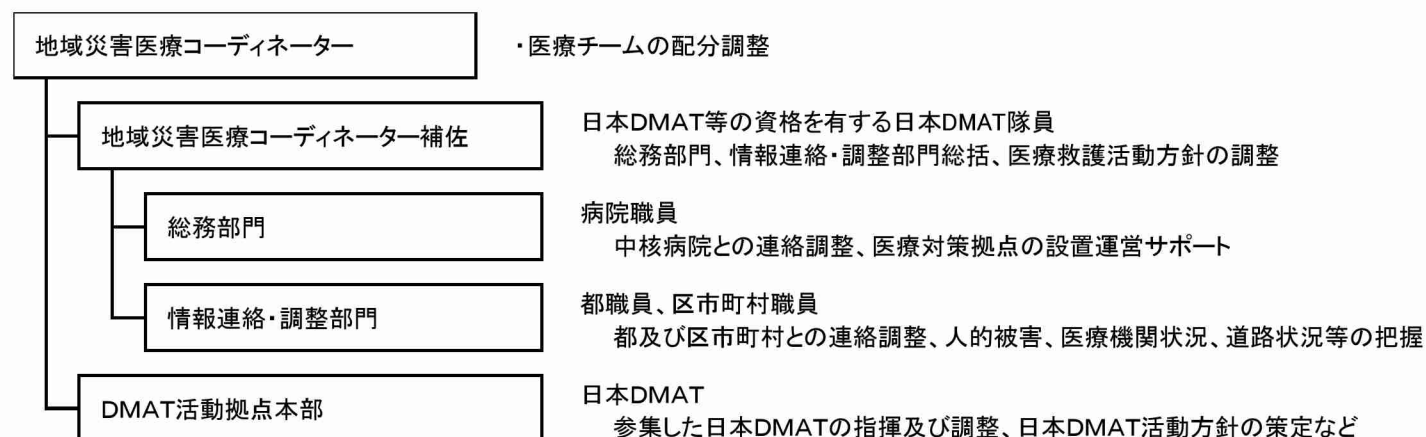
圏域内で震度6弱以上の地震が発生した又は都から設置の指示があった場合、地域災害医療コーディネーター及び医療対策拠点の職員は、原則として、直ちに地域災害拠点中核病院等（以下、「中核病院等」という。）に参集し、医療対策拠点を設置します。

また、地域災害医療コーディネーターが不在の場合は、あらかじめ指定された代理者又は都が指定する者が、医療対策拠点を設置します。

(1) 組織体制(案)

地域災害医療コーディネーターは、都職員、区市町村職員、中核病院等職員のほか、都医療救護班や日本DMATなどの医療チームとともに医療対策拠点を運営し、圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

[表35：医療対策拠点の組織体制（案）]



(2) 通信手段等の確認

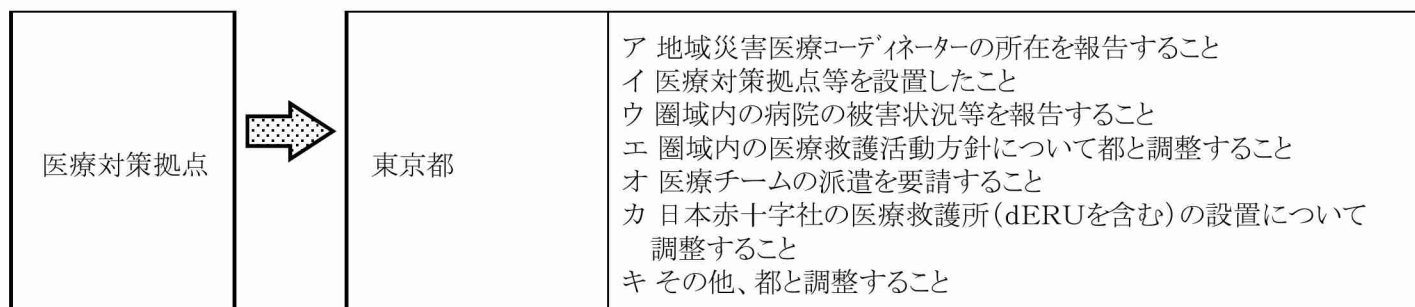
中核病院等の職員は、電気（室内の照明を含む）、通信機器（電話等、FAX等、防災行政無線）などの使用の可否を確認します。

また、都や圏域内の区市町村及び災害拠点病院に対して、医療対策拠点を設置したことを報告します。この際、電話等及び様式1「災害時連絡用紙」をFAX等することで、通信手段を確認します。

2 情報連絡体制(関連P27)

医療対策拠点は、EMISにより圏域内の病院状況を確認するほか、都や管轄する区市町村と連携して、医療救護に必要な情報を集約します。

(1) 医療対策拠点 → 都



ア 地域災害医療コーディネーターの所在を報告すること

地域災害医療コーディネーターは、自らの所在場所や参集の可否について都に電話等連絡します。

イ 医療対策拠点等を設置したこと

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点を設置したことを都に電話等で連絡し、様式1「災害時連絡用紙」を送付します。

また、様式6「医療チーム等参集受付簿」により、医療チームや職員の参集状況について、定期的に都に報告*します。

*EMISに参集状況や活動状況を入力した場合を除きます。

ウ 圏域内の病院の被害情報等を報告すること

医療対策拠点は、病院の被害情報をEMIS又は様式2「医療機関状況報告書」により確認FAX等FAX等により送付します。病院に甚大な被害が生じている場合や病院避難の必要がある場合など、状況に応じて、都に報告します。

エ 圏域内の医療救護活動方針について都と調整すること

地域災害医療コーディネーターは、圏域内の医療救護活動方針について、東京都災害医療コーディネーターと調整し、都に様式1をFAX等FAX等により送付します。

オ 医療チームの派遣を要請すること

医療対策拠点は、都に対して、都医療救護班や日本DMATなどの医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4「医療チーム等派遣報告書」を送付します。

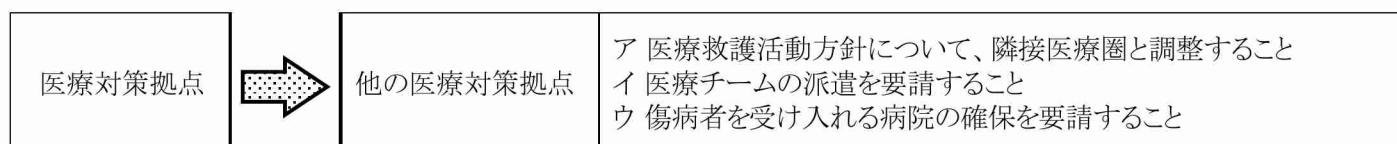
カ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置について調整すること

医療対策拠点は、圏域内の被害状況等を鑑みて、日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置について、都と調整します。

キ その他、都と調整すること

医療対策拠点は、上記のほか、本ガイドラインの定めがない事項について、都と調整します。

(2) 医療対策拠点→他の医療対策拠点



ア 医療救護活動方針について、隣接医療圏と調整すること

地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて、隣接医療圏の地域災害医療コーディネーターと医療救護活動方針について調整します。

イ 医療チームの派遣を要請すること

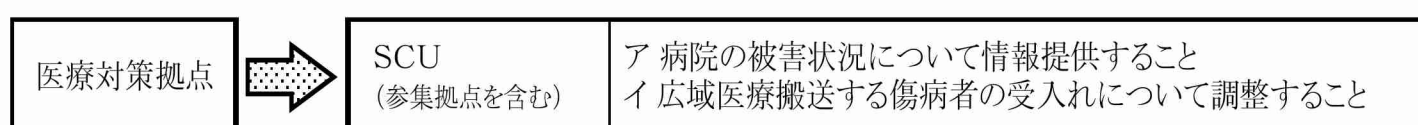
医療対策拠点は、他の医療対策拠点に対して、日本DMATなどの医療チームの派遣を要請できます。

ウ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

医療対策拠点は、他の医療対策拠点に傷病者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付します。

なお、要請を受けた医療対策拠点は、地域災害医療コーディネーターの方針に基づいて、傷病者の受入れの可否を電話等で回答します。

(3) 医療対策拠点→SCU



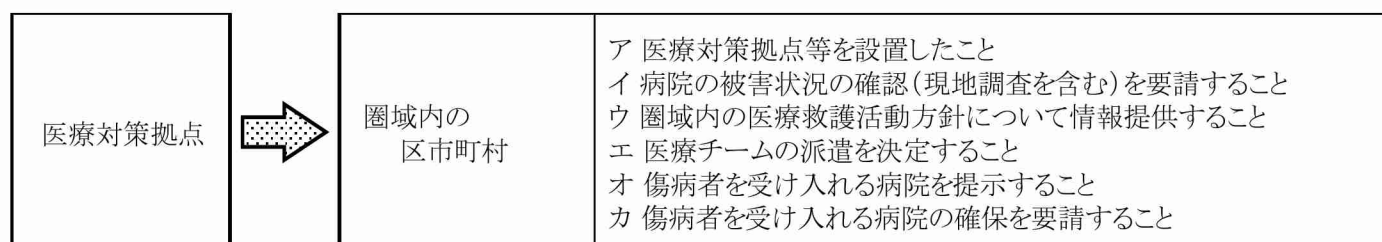
ア 病院の被害状況について情報提供すること

医療対策拠点は、圏域内の病院の被害状況について、必要に応じて、SCUに情報提供します。

イ 広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整すること

医療対策拠点は、SCU本部と広域医療搬送する傷病者の受入れについて調整します。

(4) 医療対策拠点→圏域内の区市町村



ア 医療対策拠点等を設置したこと

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点を設置したことを電話等で連絡し、様式1「災害時連絡用紙」を送付します。

イ 病院の被害状況の確認(現地調査を含む)を要請すること

EMISにより被害状況を確認できない病院があるとき、医療対策拠点は、区市町村に対して、現状の確認を要請することができます。この要請には、区市町村による現地確認を含みます。

ウ 圏域内の医療救護活動方針等について情報提供すること

医療対策拠点は、圏域内の医療救護活動方針を区市町村に情報提供します。

エ 医療チームの派遣を決定すること

医療対策拠点は、都医療救護班や日本DMATなどの医療チームの派遣を決定し、電話等で回答します。

オ 傷病者を受け入れる病院を提示すること

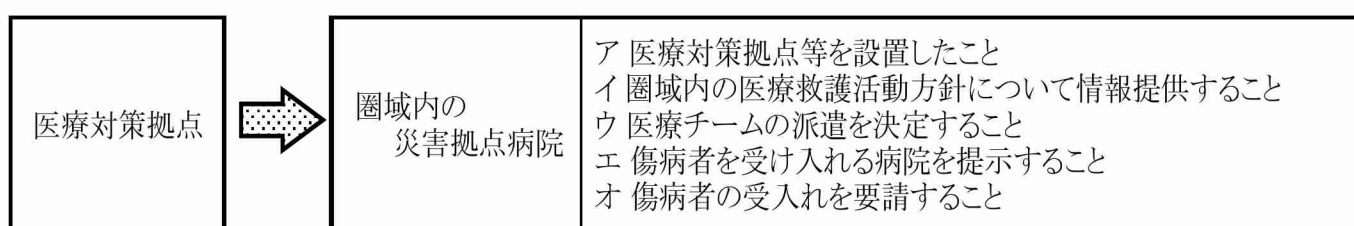
医療対策拠点は、区市町村から要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保し、様式7「医療搬送要請書」を区市町村に送付します。

なお、傷病者を受け入れる病院が決定された場合、区市町村（又は要請元の病院）は、受入病院と個別に調整します。

カ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

医療対策拠点は、圏域内の区市町村に対して、傷病者を受け入れる病院を確保するよう要請します。

(5) 医療対策拠点→災害拠点病院



上記、アからウについては、「(4) 医療対策拠点→圏域内の区市町村」を準用します。

エ 傷病者を受け入れる病院を提示すること

医療対策拠点は、災害拠点病院から要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保し、災害拠点病院に電話等で回答します。

オ 傷病者の受入れを要請すること

医療対策拠点（又はDMAT活動拠点本部）は、災害拠点病院に対して、傷病者の受入れを要請します。

3 医療救護活動の統括・調整(関連P27)

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

(1) 圏域内の被害状況を集約すること

ア 圏域内の人的被害や大規模事故の被害状況、道路状況等について把握すること

医療対策拠点は、都内の人的・物的被害等について、東京都災害情報システム(D I S)により確認します。

なお、東京都災害情報システム(D I S)を使用しない場合は、都から情報提供を受けます。

[情報提供を受ける主な項目]

死者(人)、行方不明者(人)、重症者(人)、軽症者(人)、症状不明者(人)
 建物被害、火災被害、土木被害、ライフライン被害、その他被害、
 高速道路の崩落、電車の脱線、大規模建造物の倒壊、主要道路の通行可否、
 気象情報、地震被害予測システムによる被害予測 など

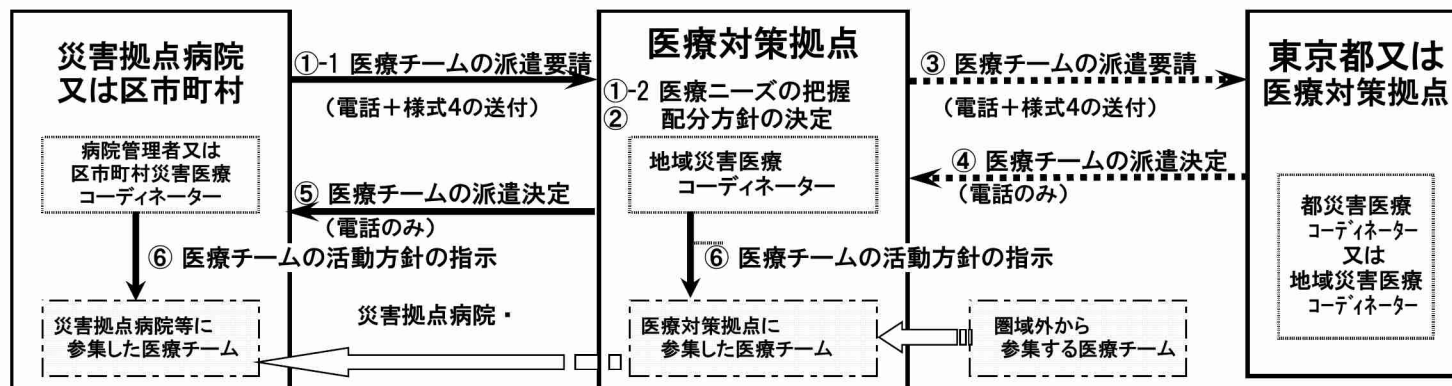
イ 圏域内の病院の被害状況について把握すること

医療対策拠点は、病院の被害情報を、E M I S 又は様式2「医療機関状況報告書」により確認します。

(2) 医療チームを派遣すること

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点から派遣要請を受けたとき又は圏域内の医療ニーズを踏まえて必要と判断したときは、医療チームを災害拠点病院又は区市町村に派遣します。

[図18：医療チームの派遣要請手続き]



〔医療チームの派遣要請手順〕

①-1 医療チームの派遣要請

医療対策拠点は、圏域内の災害拠点病院又は区市町村から、電話等及び様式4「医療チーム派遣要請書」により、医療チームの派遣要請を受けます。

①-2 医療ニーズの把握

医療対策拠点は、EMISや区市町村からの情報等から、圏域内の医療ニーズを把握します。

② 医療チームの配分方針の決定

地域災害医療コーディネーターは、医療チームの派遣要請や医療ニーズから総合的に判断して、医療チームの配分方針を決定します。

③ 医療チームの派遣要請

圏域内の医療チームが不足している又は不足が見込まれる場合は、都又は他の医療対策拠点に対して、医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4を送付します。

④ 医療チームの派遣決定

都は、都内の被害状況や医療ニーズ等を踏まえて医療チームの派遣を決定し、電話等で回答します。

⑤ 医療チームの派遣決定

医療対策拠点は、地域災害医療コーディネーターが②で定めた配分方針を踏まえて医療チームの派遣を決定し、電話等で回答します。

⑥ 医療チームの活動方針の指示

地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院の管理者又は区市町村災害医療コーディネーターは、参集した医療チームに対して、活動場所や主な活動方針（病院支援や地域医療搬送など）、その他留意事項を指示します。

なお、地域災害医療コーディネーターは、参集した統括DMATに対して、日本DMATに関する業務の代行を指示することができます。

(3) 傷病者を受け入れる病院の確保

ア 主に重症者を受け入れる病院の確保

医療対策拠点は、EMISなどを活用して、圏域内の災害拠点病院から、主に重症者を受け入れる病院を確保します。

イ 主に中等症者を受け入れる病院の確保

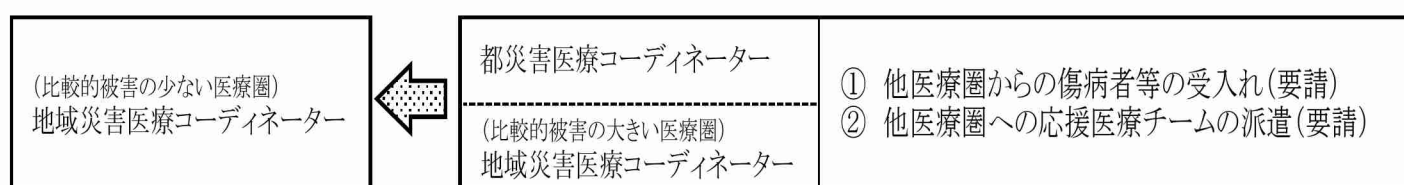
中等症者その他傷病者を受け入れる病院の確保が必要なときは、圏域内の区市町村に対して、傷病者を受け入れる病院の確保を要請します。

ウ 圏域内の病院で対応できないとき

圏域内の病院で対応できないときは、他の地域災害医療コーディネーターと調整して、傷病者の受入れを要請します。

(4) 災害医療コーディネーターとの連絡調整

比較的被害の少ない二次保健医療圏を管轄する地域災害医療コーディネーターは、他医療圏からの傷病者の受入れや他医療圏への医療チームの派遣等に努めます。



ア 他医療圏からの傷病者の受入れ

比較的被害の少ない二次保健医療圏を管轄する地域災害医療コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーター又は他の地域災害医療コーディネーターから要請を受けて、傷病者を受け入れます。なお、地域の被害状況や道路状況等を踏まえ、圏域内の災害拠点病院から一次的な受入拠点を定めるなど、迅速な傷病者の受入れに努めます。

イ 他医療圏への医療チームの派遣等

比較的被害の少ない二次保健医療圏を管轄する地域災害医療コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーターや他の地域災害医療コーディネーターと調整して、医療圏内に参集している日本DMATなどの医療チームを派遣します。

ウ 区市町村災害医療コーディネーターに対する専門的な助言

地域災害医療コーディネーターは、区市町村では対応困難な事例又は災害医療に関する専門的事項について、管轄の区市町村災害医療コーディネーターに対して専門的な助言を行います。

(5) 地域災害医療連携会議の開催

地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて、地域災害医療連携会議[※]を開催します。

※ 地域災害医療連携会議とは、地域災害医療コーディネーターが、病院、医師会、区市町村などの関係機関を招集して、情報共有や具体的な方策の検討を行う会議をいいます。

日本DMAT活動要領が定める地域災害医療対策会議に相当します。

(6) DMAT活動拠点本部の設置・運営

地域災害医療コーディネーターは、日本DMAT活動要領に定めるDMAT活動拠点本部の統括者として、医療対策拠点に参集した日本DMATの指揮・調整、日本DMAT活動方針の策定などを行います。

ア 参集した日本DMATの指揮及び調整

DMAT活動拠点本部は、地域災害医療コーディネーターが定める活動方針に基づいて、参集した日本DMATに対して、具体的な活動方針を示します。

イ 圏域内の日本DMAT活動方針の策定

地域災害医療コーディネーターは、統括DMAT等と協議して、圏域内の日本DMAT活動方針を定めます。

ウ 圏域内の病院支援指揮所及び現場活動指揮所の指揮

DMAT活動拠点本部は、圏域内の病院に設置される病院支援指揮所と個別に調整します。ただし、現場活動指揮所との調整は、地域災害医療コーディネーターが行います。

エ 圏域内の病院等の被害情報等の収集

DMAT活動拠点本部は、圏域内の病院状況をEMISにより把握し、医療対策拠点に情報提供します。また、病院の被害状況を把握できないときは、必要に応じて日本DMAT等を派遣し、被害状況や医療ニーズの把握に努めます。

オ その他

その他、DMAT活動拠点本部による活動は、地域災害医療コーディネーターが定めます。

4 山間部・島しょ地域

(1) 山間部における医療救護活動

山間部は、地震などにより、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立する恐れがあります。孤立地区の診療所は、原則として、医療チームが参集するまで、市町村と連絡を取りながら、診療所を中心とした医療救護活動を行います。

都は、市町村などの関係機関と連携しながら、速やかに医療チームを派遣します。

(2) 島しょ地域における医療救護活動

島しょ地域は、医療機関が少なく、医師や看護師などの医療従事者が限られているという地域特性があります。このため、島外からの医療チームが参集するまでは、島内の医療従事者が医療救護活動を行います。

ア 東京DMATの派遣

都は、必要に応じて、東京DMAT指定病院に対して東京DMATの待機を要請し、出場の可否を確認します。

その他詳細については、「災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）運営要綱」及び「都内大規模地震災害発生時活動要領」の定めによります。

イ 医療救護に関する情報の収集

都は、島内医療機関や医療救護所などの状況を把握します。

